

令和8年度 大学生による地域活性化支援事業（学生チャレンジ枠追加募集）のご案内

阪神南地域（尼崎市・西宮市・芦屋市）を対象に、大学生が地域団体等と連携して行う地域活性化の取組に対して支援する「大学生による地域活性化支援事業」の追加募集を行います。



兵庫県マスコットキャラクター
はばタン

1 応募期間

令和8年5月18日（月）～ 令和8年6月14日（日）必着

2 助成内容

| 区分 | ②学生チャレンジ枠（今回追加募集） |
|-------|---|
| 対象者 | 阪神南地域の大学・短期大学に所属する学生3名以上で構成される学生グループ |
| 教員の指導 | 必須としない 但し、「阪神つながり交流祭等開催事業」受託者のサポートを受けることができます。 |
| 補助上限 | 30万円 |
| 応募の制限 | 3回まで |
| 申請先 | 大学事務局又は阪神南県民センター |

- ※ 過去に一般枠（今年度は募集終了）で採択された団体でも、学生チャレンジ枠に応募可能ですが、一旦学生チャレンジ枠で採択された団体は以後、一般枠には応募できません。
- ※ 審査会により応募内容を審査した結果、採択となった場合でも、申請額より低い金額で認定となることがあります。

3 補助対象事業

大学生が地域の団体・事業者等と連携して取り組む地域活性化事業で、学生グループによるフィールド活動を想定しています。

- (1) 学生と地域団体、事業者等との連携による地域活性化事業
- (2) 阪神間モダニズム※文化を活かした地域活性化事業
- (3) 阪神南ベイエリア活性化事業
- (4) インフラ施設やインフラ整備を題材とした地域理解促進事業

※阪神間モダニズムとは、明治後期から昭和初期にかけて、大阪と神戸の間で発展した近代的な文化や生活様式のことを指します。

本事業を活用し、従来から実施している又は実施していた事業（従来の活動に創意工夫を加えることで活動の広がりが認められるものを除く）は補助対象となりません。

4 補助対象期間

令和8年6月1日（火）～ 令和9年2月28日（月）

5 補助対象経費

フィールド調査や連携活動に要する経費（別表1を参照のこと）

※ 備品、金券、景品、飲食代、販売に供する物品等は原則補助対象外です。



あにあん倶楽部キャラクター
アニワン

6 応募方法

(1)応募書類

- ①応募書（様式第1号） ②事業計画書（別紙1） ③収支予算内訳書（別紙2）
④団体概要書（別紙3） ⑤その他参考となる資料 ※提出いただいた応募書類の返却は行いません。

(2)応募書類提出先（お問い合わせ先）・・・下記提出先にメール又は郵送にてご送付ください。

兵庫県阪神南県民センター県民躍動室 県民課（県民担当）
〒660-8588 尼崎市東難波町 5-21-8（兵庫県尼崎総合庁舎3階）
電話：06-6481-4542（平日 9:00～17:00） Mail：hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp

7 審査会の実施について

プレゼンテーション審査により補助実施事業を採択・決定し、審査結果を通知します。

採択にあたっては条件を付す場合があります。

本事業は、学生グループによるフィールド活動を重視します。発表者は、大学生に限ります。

審査のポイントは、事業内容、事業に対する熱意、地域団体・事業者との連携体制等です。

※ 審査会の実施日等詳細は、応募者へ別途通知します。

8 事業の実績報告について

補助実施事業については、以下の①～③により報告していただきます。

なお、①・②の開催にあたり、資料提出等を別途お願いすることがあります。

① つながり交流祭(令和8年12月開催予定)

補助実施事業を通じて得られたノウハウを広く発信するため、「つながり交流祭」において、参加学生及び連携団体(地域団体・事業者等)による中間報告を行っていただきます。必ずご参加ください。

※発表形式等の詳細については、別途ご連絡いたします。

② 連絡会議(令和9年2月以降開催予定)

県民センターと阪神南地域各大学・短期大学の地域連携担当者が意見交換を行う連絡会議においても成果報告をしていただきます。

③ 実績報告書の提出

以下の提出期限までに、実績報告書を提出していただきます。

提出期限までに報告書の提出がない場合、補助金交付決定を取り消す場合があります。

【提出期限】 事業完了後30日以内

9 その他

過去の採択事業や事業の流れ、補足説明をホームページにて掲載しています。

右記の二次元コードまたは下記のリンクよりご確認ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk08/07daigakusei2025.html>



兵庫県 HP

●参考：令和8年度大学生による地域活性化支援事業Q&A

～応募について～

Q.大学キャンパスが県内各地に複数あるが、応募可能か。

A.阪神南地域に大学本部またはキャンパスがあり、同地域が対象の事業であれば可能です。

Q.活動拠点が阪神南地域でなくても良いか。

A.事業を実施するための準備や打ち合わせは阪神南地域以外でも可能です。イベントや調査の実施は、阪神南地域にてお願いいたします。

Q.地域団体等との連携が未定であるが、応募可能か。

A.必ず、一団体以上の連携先がお決まりになってからご応募ください。また、連携団体には、つながり交流祭(R8.12月頃開催)に参加していただきます。いずれの団体も正当な理由なく不参加の場合、連携が無いものとみなして補助対象外とさせていただきます。

Q.継続事業は補助対象か。

A.継続事業についても、従来の活動に創意工夫を加えることで活動の広がりやさらなる発展が期待される内容のものは対象となります。

Q.応募書類は持参でなければならないか

A.ご応募は書類持参、メールでの提出が可能です。

Q.プレゼンテーション審査は教員が行っても良いか。

A.大学生が主体となる事業のため、大学生よりご説明をお願いいたします。(教員随行可)

～経費について～

Q.レンタカー代・バス借上費は補助対象経費か。

A.原則、対象外です。公共交通機関での移動が不可の場合は、事前にご相談ください。

Q.イベント参加者用のノベルティ作成費は補助対象経費か。

A.単なる景品の類は対象外です。
地域活性化を目的とした、企業等との共同開発品の作成費は対象となります。

Q.休暇期間で定期券が有効期限切れの場合、自宅～大学までの打合旅費は補助対象経費か。

A.対象となります。有効期間内における定期区間の旅費は対象外となります。

Q.パソコン等の購入経費は補助対象経費か。

A.備品(耐用年数1年以上かつ10万円以上のもの)は原則、対象外となります。

Q.ちらし・パンフレット等の広報物は作成可能か。

A.可能です。広報物を作成する場合、「兵庫県阪神南県民センターより大学生による地域活性化支援事業の補助を受けている」旨を記載し、完成後速やかに、県民センターに最低1部はご提出ください。

Q.資金不足で立替が難しい場合も補助金は精算払いになるか。

A.原則精算払いです。学生チャレンジ枠に限り、資金不足等で立替が難しい場合は、概算払いの対応も可能です。

※ その他のご不明点については、下記の連絡先までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

兵庫県阪神南県民センター県民躍動室 県民課（県民担当）

〒660-8588 尼崎市東難波町 5-21-8（兵庫県尼崎総合庁舎3階）

電話：06-6481-4542（平日 9:00～17:00）FAX：06-6482-0579 Mail：hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp

注意事項

下記(1)～(5)をご確認ください。

- (1)補助事業対象者は、特定の宗教活動又は政治活動を行っていない者に限ります。
- (2)代表者は、補助金の経費管理にかかる責任者となります。
- (3)他に兵庫県（県の外郭団体含む）の補助を受ける場合、この事業の補助を受けることはできません。国補助事業、市補助事業等については、本事業との併用は可能です。
- (4)補助金の支払いは、実績報告後の精算払いとします。事業完了後、提出された実績報告書を審査のうえ、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金額を確定し、請求書に基づき指定口座に補助金をお支払いします。
- (5)令和8年度阪神南県民センター地域躍動推進事業補助金交付要綱第15条に基づき交付決定の取消し及び公表を行う場合や、地方自治法第221条第2項に基づき調査及び報告を徴する場合があります。

令和8年度阪神南県民センター地域躍動推進事業補助金交付要綱

第15条 県民センター長は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。
- (2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団等であるとき。

2 県民センター長は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

3 県民センター長は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助事業者又は間接補助事業者の名称その他県民センター長が必要と認める事項を公表することができる。

4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の県民センター長が必要と認める場合に行うものとする。

地方自治法

第221条 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。